

令和3年10月4日

令和3年長野市長選挙 立候補予定者 各位

公開質問状

Rainbow Fellows Nagano
代表 みや

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

私たちは長野県内で性的少数者の人権の啓発活動や、性的少数者の子どもの居場所づくりなどの活動をしているグループです。

長野市議会には2018年9月に「性の多様性を認め尊重する人権施策」を長野市に求める請願を提出し、全会一致で採択されました。それ以外にもメンバーの活動で松本市、塩尻市、伊那市、駒ヶ根市、飯島町の各議会が同様の請願を採択しております。

各種調査でLGBTなどの性的少数者は全人口の約5%を占めるとの結果が出ています。人口約37万人の長野市で生活する性的少数者は推計1万8千人以上になります。性的少数者に関する施策は「一部の特殊な人たち」が対象ではありません。

日本社会は長い間、性的少数者を異常視して誤解し、偏見や差別の対象にしてきました。社会の仕組みは性的少数者が「いない」ことを前提に成り立ってきました。

同性同士のカップルは婚姻が認められず、税制控除や相続権など異性愛の配偶者であれば受けられる権利も蔑ろにされております。ふだんの生活でも、アパートの契約や入院時の病院対応などで苦難を強いられることが多々あります。

自認する性別が出生時と異なるトランスジェンダーの当事者では、自認する性で生活しようとしても職場で認められず、退職を余儀なくされた事例も長野市内で発生しております。

降りかかる差別から身を守るため、性的少数者であることを周囲に隠しながらひっそりと生活している当事者は長野市内でも少なくありません。

社会は少しずつ変化しています。札幌地裁は今年3月、国が同性婚を認めないことは「合理的根拠を欠く差別的取り扱い」として、違憲判決を出しています。判決ではその根拠の一つとして、同性愛などの性的指向を「自らの意思にかかわらず決定される個人の性質であるといえ、性別、人種などと同様のもの」と述べています。

同性同士のカップルを行政が証明するパートナーシップ制度を導入した自治体は全国で118となり、総人口の4割をカバーするまで広がりました。同性カップルを異性婚と同様に処遇し、手当などを支給する企業も増えています。

ただし、これらは都市部が中心です。長野県内でパートナーシップ制度を導入した自治体は、今年4月に開始した松本市だけです。地方では旧来の制度や偏見、差別が根強く残っています。保護者や学校に自らの性的指向や性自認を理解されず、偏見に苦しんで心を閉ざしてしまう子どもたちも少なからず存在しています。

性的少数者を特殊扱いせず、国民が本来持つ人権を平等に行使できる社会の構築が必要です。

行政の役割は重要です。1990年に東京都教育委員会が同性愛者の施設利用を拒否した「府中青年の家」訴訟で、東京高裁は「行政当局は、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されている。知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されない」と判示しています。

自治体がこの問題に取り組む上で、トップである首長の現状認識や今後の方針は市政全般に大きな影響を与えます。当事者だけでなく、有権者一人一人が1票を投じる上で重要な指標になります。

医学、科学、法律などの知見を常にアップデートしているか。急速に変化する国内外の動きを敏感に捉えているか。なにより、人間の多様性や、市民一人一人の尊厳と平等の大切さをどう考えているかを端的に現わすテーマです。

以上のことから、下記の各事項を質問させていただきます。10月10日までに、ご回答を書面にて後記の宛先にいただければ幸いです。

ご回答は本公開質問書とあわせて、弊団体のホームページ、Twitter、SNS等で公開させていただきます。このほか、長野市政記者クラブで県内主要マスコミ等にも情報提供させていただく予定です。

敬具

記

質 問 事 項

1 長野市でのパートナーシップ制度について

(1) 長野市において自治体パートナーシップ制度（2人の成人の申し出に基づいて、両者の法的性別が異性であるか同性であるかを問わず、両者が婚姻相当の関係であることを市長名で承認する制度等をいいます）を導入するお考えはありますか。

(2) (1) と答えた理由・背景は何ですか。

2 性の多様性に関する条例について

(1) 性的指向や性自認に関係して、差別的な取り扱いを禁止する規定などを盛り込んだ独自の市条例を制定するお考えはありますか？

(2) (1) と答えた理由・背景は何ですか。

3 学校現場の取り組みについて

1. 教育委員会や公立学校が性的少数者の子どもたちの学習や学校生活を支援していくため、行政として何らかの施策をとるお考えはありますか。

4 啓発活動や相談窓口について

1. 性的少数者の理解を深めるため、市民や企業に対して、どのような啓発活動が必要だとお考えでしょうか。具体的な手法をお聞かせください。

2. 啓発活動を担当したり、当事者からの相談を受け付けたりする部署を強化するお考えはありますか。

5 性的少数者の権利向上に向け、その他に検討されていることがあれば、自由に記してください。

6 国の婚姻制度について

国の制度の問題ですがご見解をうかがいます。現行法の婚姻制度は当事者の法的性別が異性同士でなければ婚姻できません。

(1) 同性同士の婚姻に賛成ですか。反対ですか。

(2) (1) その理由は何ですか。

7 主要政党が準備している性的少数者への理解増進を図る法案について

1. 目的や基本理念に性的少数者への「差別は許されない」との文言を入れた「性的少数者への理解増進を図る法案」の成立について、賛成されますか、反対されますか。

2. その理由は何ですか。

<ご回答の提出先>

info (アットマーク) rainbowfellows.net

※pdfファイルにてお送りいただくようお願いいたします。

内容に関するお問い合わせは以下にお願いします

〒399-8201

安曇野市豊科南穂高504番地17

唐澤佳秀法律事務所

弁護士 宮井麻由子 (弊団体法律顧問)

電話 0263-87-3892